

『地方議会議事次第書・書式例』における押印を必要とする書式の見直し

令和3年7月7日決定
全国町村議会議長会

政府は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のため、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）等において、全ての行政手続における押印義務を廃止する取組方針を示し、押印の見直しに関し政省令や告示の改正を原則として令和2年内に行うとともに、関係の法律を一括改正する「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」を第204回通常国会に提出し、令和3年5月12日に可決・成立したところである。また、地方公共団体についても国の取組に準じて見直しに積極的に取り組むことが望まれるとしている。

見直しの対象は行政手続であるため、地方議会については、直接的には対象とされていないが、こうした国の動きも踏まえ、本会が編集している図書『地方議会議事次第書・書式例（第4次改訂版補訂版）』において示している書式例について、手続きの安全性・信頼性も考慮したうえで、簡素化・効率化の観点から押印の見直しを検討することとする。

同図書では、121の書式例（枝番号を含む）を示しており、このうち、押印を例示している101の書式例について、「1 当該町村の議会・執行機関以外の外部に対して行うもの」、「2 当該町村の議会・執行機関内部に対して行うもの」、「3 身分・就退・選挙に関するもの」、「4 請願者や公述人等外部から当該町村議会宛に通知するもの」に分類すると、次のとおりである。

様式のタイトルの☐は公印、(私)は私印を指す。

1 当該町村の議会・執行機関以外の外部に対して行うもの（16様式）

様式20 条例制定又は改廃請求代表者への通知（法74④、令98の2）

【議長→請求代表者】☐

様式28 証人出頭/記録提出の請求（法100①）【議長→選挙人その他の関係人】☐

様式30 証言/記録の提出拒否についての声明の要求（法100⑤）【議長→官公署の長】☐

様式31 告発書（法100⑨）【議長→地方検察庁検事正】☐

その1（正当な理由がないのに出頭/記録の提出をしない場合）
（法100③）

その2（証言を拒んだ場合）（法100③）

その3（虚偽の陳述をした場合）（法100⑦）

様式32 調査照会/記録送付の要求（法100⑩）【議長→団体代表者】☐

様式36 公聴会開催の公示（法115の2①、標規117②）【議長】☐

様式38—1 公述人決定の通知（公述人に決定した者に対して）（法115の2

- ①、標規119①) 【議長→公述人】 ㊦
- 様式38—2 公述人の本会議出席要請（特定の利害関係者又は学識経験者に対する出席要請書）（法115の2①、標規119①）【議長→公述人】 ㊦
- 様式38—3 公述人の申し出に関する結果通知（公述人に決定されなかった者に対して）【議長→公述人に決定されなかった者】 ㊦
- 様式39 参考人の本会議出席要請（法115の2②、標規123②）【議長→参考人】 ㊦
- 様式49 請願の審議結果の通知（標規94 関連）【議長→請願者】 ㊦
- 様式105 公聴会開催の公示（標委21②）【議長】 ㊦
- 様式107—1 公述人決定の通知（公述人に決定した者に対して）（法115の2 ①、標委23①）【議長→公述人】 ㊦
- 様式107—2 公述人の委員会出席要請（特定の利害関係者又は学識経験者に対する出席要請書）（法115の2①、標委23①）【議長→公述人】 ㊦
- 様式107—3 公述人の申し出に関する結果通知（公述人に決定されなかった者に対して）【議長→公述人に決定されなかった者】 ㊦
- 様式109 参考人の委員会出席要請（法115の2 ②、標委26の2①②）【議長→参考人】 ㊦

2 当該町村の議会・執行機関内部に対して行うもの（58 様式）

- 様式1—1 議長の臨時会招集請求（法101②）【議長→町村長】 ㊦
- 様式1—2 議長の臨時会招集請求に関する議会運営委員会への諮問（法101②関連）【議長→議会運営委員長】 ㊦
- 様式1—3 議長の臨時会招集請求に関する議会運営委員会の審査報告書（法101②関連）【議会運営委員長→議長】 ㊦
- 様式2 議員の臨時会招集請求（法101③）【議員→町村長】 ㊫
- 様式3 議会の招集の通知（法101関連）【議長→議員】 ㊦
- 様式4 欠席届（標規2）【議員→議長】 ㊫
- 様式5 出席催告（法113、標規13）【議長→議員】 ㊦
- 様式6 招状（法137関連）【議長→議員】 ㊦
- 様式7 一般質問の通告（標規61②）【議員→議長】 ㊫
- 様式8 緊急質問等の申し出（標規62①）【議員→議長】 ㊫
- 様式10 議事日程のない開議通知（標規23①）【議長→議員】 ㊦
- 様式 11 休会の日の開議通知（議長が必要と認める場合）（標規 10③）【議長→議員】 ㊦
- 様式12 開議の請求（法114①）【議員→議長】 ㊫
- 様式13 休会の日の開議請求（法114①）【議員→議長】 ㊫
- 様式14 休会の日の開議通知（開議請求による場合）（法114①）【議長→議員】 ㊦
- 様式15 執行機関の出席要求（法121①）【議長→執行機関】 ㊦

- 様式17—2 議案の提出（委員会）（法109⑥⑦、標規14③）【委員長→議長】☐
- その1（法109⑥⑦による議案）
- その2（その1以外の議案）
- 様式22 事務検査（関係書類の提出要求）（法98①）【議長→執行機関】☐
- 様式24 監査委員に対する請求（法98②）【議長→代表監査委員】☐
- 様式27 証人の出頭/記録の提出を求める文書（法100①、標規72）【委員長→議長】☐
- 様式40 事件/動議の撤回請求（標規20）【議員→議長】☐
- 様式41 事件の訂正請求（標規20）【議員→議長】☐
- 様式42 発言取消し/訂正の申し出（標規64）【議員→議長】☐
- 様式43 投票による表決要求（標規82①）【議員→議長】☐
- 様式45 請願の紹介取消し（標規90）【紹介議員→議長】☐
- 様式46 請願紹介議員の委員会出席要求（標規93）【委員長→紹介議員】☐
- 様式48 請願の送付及び処理経過並びに結果の報告の請求（法125、標規94③）【議長→執行機関】☐
- 様式57 議員の欠員通知（公職選挙法111①3）【議長→選挙管理委員会委員長】☐
- 様式70 議会解散請求に関する弁明（令104①）【議長→選挙管理委員会委員長】☐
- 様式72 解散特例法による解散の通知（公職選挙法111①関連）【事務局長→町村長、選挙管理委員会委員長】☐
- 様式73 議決条例/予算の送付（法16①・219①）【議長→町村長】☐
- 様式74 議決事項の通知（除条例、予算）【議長→町村長】☐
- 様式75 諮問に対する答申【議長→町村長】☐
- 様式76 会議の結果の報告（法123④）【議長→町村長】☐
- 様式83 委員会の招集（委員長互選のため議長から）（標委9①）【議長→委員】☐
- 様式84 委員会の招集通知（標委13①）【委員長→委員】☐
- 様式85 委員会の招集通知（標規65）【委員長→議長】☐
- 様式86 委員会の招集変更通知（標委13①関連）【委員長→委員、議長】☐
- 様式87 委員会の招集請求（標委13②）【委員→委員長】☐
- 様式88 所管（所掌）事務調査の通知（標規73）【委員長→議長】☐
- 様式89 説明員の委員会出席要求（標委19 関連）☐
- その1【委員長→議長】
- その2【議長→執行機関】
- 様式90 委員の派遣承認の要求（標規74）【委員長→議長】☐
- 様式91 委員外議員の出席要求（標規68①）【委員長→議員】☐
- 様式92 委員外議員の発言申し出（標規68②）【議員→委員長】☐
- 様式93 委員の修正案提出（標規69）【委員→委員長】☐
- 様式94 委員会審査/調査期限の通知（標規46①）【議長→委員長】☐

- 様式95 委員会審査/調査期限の延期要求（標規46②）【委員長→議長】☐
- 様式96 閉会中の継続審査/調査の申し出（付託された事件）（標規75）
【委員長→議長】☐
- 様式97 閉会中の継続調査の申し出（所管事務/所掌事務）（標規75）
【委員長→議長】☐
- 様式98 連合審査会の開会申入れ（標規71）【委員長→委員長】☐
- 様式99 連合審査会の開会同意/不同意（標規71）【委員長→委員長】☐
- 様式100 連合審査会の開会通知（標規71）【委員長→委員】☐
- 様式101 委員会の審査/調査報告書（標規77）【委員長→議長】☐
その1（一般的な審査報告書）
その2（調査報告書）
その3（決算関係審査報告書）
その4（資格決定関係審査報告書）
その5（懲罰関係審査報告書）
その6（諮問・答申の審査報告書）
その7（選挙管理委員の罷免審査報告書）
その8（監査委員/公平委員の罷免同意審査報告書）
- 様式102 請願審査報告（標規94①②）【委員長→議長】☐
- 様式103 少数意見の報告（標規76②）【委員→議長】☐
- 様式104 公聴会の委員会での開催承認要求（法115の2①、標委21①）
【委員長→議長】☐
- 様式108 参考人の委員会出席要請（法115の2②、標委26の2①②）【委員長→議長】☐
- 様式110 常任委員会の所属変更の申し出（標委7⑥）【委員→議長】☐

3 身分・就退・選挙に関するもの（22 様式）

- 様式16 当選の告知（標規33②）【議長→当選人】☐
別紙1 当選の承諾書（標規33②関連）【当選人→議長】☐
別紙2 当選の承諾書（選挙管理委員及び同補充員）（標規33②
関連）【当選人→議長】☐
- 様式51 投票の効力に関する決定書の交付（法118⑥）【議長→異議申立
人】☐
- 様式52 投票の効力に関する決定書（法118①）【議会→異議申立人】☐
- 様式53 議会の決定に対する審査の申し立て（知事あて）（法118⑤）
【議員→知事】☐
- 様式54 議長・副議長の辞職願（法108、標規98①）【議長、副議長→副議
長、議長】☐
- 様式55 議員の辞職願（法126、標規99①）【議員→議長】☐
- 様式56 辞職許可通知（法126）【議長→議員】☐
その1（開会中の場合）
その2（閉会中の場合）

- 様式58 資格決定の要求（法127①、標規100）【議員→議長】**私**
- 様式59 資格決定書の交付（法127③・118⑥）【議長→被要求議員】**公**
- 様式60 侮辱に対する処分要求（法133）【議員→議長】**私**
- 様式62 代理弁明の申し出（標規112）【議員→議長、委員長】**私**
- 様式65 長の退職同意の通知（法145関連）【議長→町村長】**公**
- 様式66 長の退職に関し選挙管理委員会あて通知（公職選挙法111①）
【議長→選挙管理委員会委員長】**公**
- 様式68 長に対する不信任議決の通知（法178①②）【議長→町村長】**公**
その1（地方自治法第178条第1項の規定による場合）
その2（地方自治法第178条第2項の規定による場合）
- 様式77 選挙管理委員及び同補充員の選挙結果の通知【議長→選挙管理委員会委員長】**公**
- 様式79 選挙管理委員に対する罷免議決の通知（法184の2①関連）**公**
その1【議長→選挙管理委員】
その2【議長→選挙管理委員長】
その3【議長→町村長】
- 様式80 行政委員会委員の任命/選任同意の通知（副町（村）長、監査委員、公平委員、教育長、教育委員、固定資産評価員、固定資産評価審査委員、農業委員）（法162・196①、地方公務員法9の2②、地方教育行政の組織及び運営に関する法律4①②、地方税法404②・423③、農業委員会等に関する法律8①）【議長→町村長】**公**
- 様式81 行政委員会委員の罷免同意の通知（監査委員、公平委員、教育長、教育委員、固定資産評価審査委員、農業委員）（法197の2、地方公務員法9の2⑥、地方教育行政の組織及び運営に関する法律7①③、地方税法427、農業委員会等に関する法律11①）【議長→町村長】**公**
- 様式111 委員長、副委員長の辞任（標委12①）【委員長、副委員長→副委員長、委員長】**私**
- 様式112 委員の辞任（標委12②）【委員→議長】**私**
- 様式113 閉会中の議長による委員の選任（法109⑨、標委7④）【議長→議員】**公**
- 様式114 閉会中の議長による委員の辞任許可（標委12②）【議長→議員】**公**

4 請願者や公述人等外部から当該町村議会宛に通知するもの（5様式）

- 様式29 宣誓書（法100②、民事訴訟法201）【証人】**私**
- 様式37 公聴会公述人の申し出（法115の2①、標規118）【公述人→議長】**私**
- 様式44 請願の取下げ（標規20）【請願者→議長】**私**
- 様式50 請願の様式（法124、標規89）【紹介議員、請願者→議長】**私**
- 様式106 公聴会公述人の申し出（法115の2①、標委22）【公述人→委員長】**私**

5 見直し（案）

「1 当該町村の議会・執行機関以外の外部に対して行うもの」については、外部に対する文書内容の真正性を担保するため、署名又は記名押印とし、現行どおり押印の例示を行うものとする。

ただし、下記の証人の出頭請求書、公述人の決定通知書、公述人・参考人の出席要請書の中で、「当日は費用を弁償しますので、印鑑をご持参ください」や「また、費用（交通費）を弁償しますので印鑑をご持参ください。」の記述があるため、それぞれの注意書き（注）において「費用（交通費）の弁償における印鑑の持参については、それぞれの団体の取扱いによる。」の一文を追加する。

- ・様式28 証人出頭/記録提出の請求（法100①）【議長→選挙人その他の関係人】☐
- ・様式38—1 公述人決定の通知（公述人に決定した者に対して）（法115の2①、標規119①）【議長→公述人】☐
- ・様式38—2 公述人の本会議出席要請（特定の利害関係者又は学識経験者に対する出席要請書）（法115の2①、標規119①）【議長→公述人】☐
- ・様式39 参考人の本会議出席要請（議長から参考人あて）（法115の2②、標規123②）【議長→参考人】☐
- ・様式107—1 公述人決定の通知（公述人に決定した者に対して）（法115の2①、標委23①）【議長→公述人】☐
- ・様式107—2 公述人の委員会出席要請（特定の利害関係者又は学識経験者に対する出席要請書）（法115の2①、標委23①）【議長→公述人】☐
- ・様式109 参考人の委員会出席要請（議長から参考人あて）（法115の2②、標委26の2①②）【議長→参考人】☐

「2 当該町村の議会・執行機関内部に対して行うもの」については、当該町村内部における手続きであり、文書内容の真正性は担保されていると考えられることから署名又は押印は不要とし、押印の例示を廃止し記名のみでよいものとする。

ただし、様式45 請願の紹介取消し（標規90）に関しては、標準会議規則において、請願の紹介議員は請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならないこととしており、その紹介取消しについても同様の手続きになると考えられることから現行どおり押印の例示を行うものとする。

「3 身分・就退・選挙に関するもの」については、当該町村内部における手続きであっても、個人の重要な権利義務の基礎となる手続きであり、文書内容の真正性がより求められる性質のものであることから、署名又は記名押印とし、現行どおり押印の例示を行うものとする。

「4 請願者や公述人等外部から当該町村議会宛に通知するもの」については、本人確認の必要性は高いものと考えられることから署名又は記名押印とし、現行どおり押印の例示を行うものとする。

ただし、様式 29 宣誓書（法 100②、民事訴訟法 201）については、民事訴訟に関する法令の規定を準用することとなっており、民事訴訟規則 112 条第 3 項において、宣誓書には署名押印することが義務付けられているため、同規則の改正がなされない限りにおいては、署名押印が必要となる。

また、様式 50 請願の様式（法 124、標規 89）については、その注意書き 1 (3)において、「請願者の住所氏名・押印（法人はその所在地、名称及び代表者氏名）」と記載しているが、令和 3 年 2 月に「標準」町村議会会議規則第 89 条を改正し、請願者に一律に求めていた押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めたことから、注意書きの記載を「請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印すること」に改めることとする。

6 留意事項

上記の見直し（案）は、本会の図書『地方議会議事次第書・書式例（第 4 次改訂版補訂版）』において示す参考例であり、各団体においては、それぞれの実情に応じて、押印の見直しをご判断いただきたい。

特に、「2 当該町村の議会・執行機関内部に対して行うもの」の押印の廃止にあたっては、議会内部において、あるいは執行機関と十分調整のうえ行うことが適当であるとする。